

議案第72号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和4年12月2日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第 号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年宇治市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第19条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、改正後の第19条に規定する職員とみなして、同条の規定を適用する。

(提案理由)

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。